

第十五回 参議院農林委員會會議錄第十号

昭和二十七年十二月十六日(火曜日)午後二時三十分開会

常任委員 倉田 吉雄君
会専門員

委員の異動

十二月十五日委員赤澤與仁君辭任につき、その補欠として加賀操君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 山崎 恒君
理事 滝井治三郎君
徳川 宗敬君
三橋八次郎君

委員

石原幹市郎君
小串 清一君
西山 島七君
宮本 邦彦君
加賀 操君
楠見 義男君
藤野 繁雄君
羽生 三七君
岩崎正三郎君

衆議院議員

青木 正君
野原 正勝君
松田 鐵藏君

政府委員

農林政務次官 松浦 東介君
農林省農林局長 小倉 武一君
農林省農林局長 小倉 武一君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員

第九部 農林委員會會議錄第十号

昭和二十七年十二月十六日【参議院】

本日の會議に付した事件

○湿地単作地域農業改良促進法案(衆議院送付)

○心葉生産振興臨時措置法案(衆議院送付)

○農山漁村電氣導入促進法案(衆議院送付)

○農林漁業金融公庫法案(衆議院送付)

○農林政策に関する調査の件(急傾斜地帯農業振興対策に関する件)

○委員長(山崎恒君) それでは只今から農林委員會を開きます。

委員の変更がございましたから御報告いたします。赤澤委員が辭任せられまして、代りに加賀委員が就任いたしました。

続いて十二月十五日予備審査のため付託されました湿地単作地域農業改良促進法案について、提案理由の説明を求めます。衆議院の青木正先生であります。

○衆議院議員(青木正君) 只今議題と相成りました青木正外七十七名提出湿地単作地域農業改良促進法案に關して提案の理由を御説明申し上げます。

御承知のごとく、我が國の水田面積は、常時排水不良であるところの湿地地域でありまして、関東初め各地方に広汎に分布しております。これらの

地域は、農地が湿潤であるために土地の農業生産力が低く、いわゆる低位生産地でありまして、畜力の導入は勿論農耕作業に困難を極め、又病虫害も常に発生するという悪条件の下にあるのであります。そこでこれらの湿地地域に、その特殊性を考慮に入れた農業改良計画によつて、土地改良等農業生産条件を整備して水田の裏作を可能ならしめたならば飛躍的な増産効果を發揮し得ることは全く疑う余地がないのであります。又これらの地域における農民は、只今申上げましたような悪条件の下で食糧の生産に貢獻して参りましたが、今後強力な施策によつて湿地単作地域を解消いたしますれば、これらの農民は米穀供給地としての地位に鑑みまして喜んで生産に精進することになります。この問題の解決に資しましたた次第であります。以下その内容の主なる点について申述べることといたします。

第一条は、本法の目的を規定いたしております。即ち、湿地地域に對しまして総合的な計画に基く事業の實施、つまり、かんがい排水、区画整理等を計画的に施行いたし、併せて農業技術の改善を最も効率的に行うことによりまして急速に生産効果を挙げ、食糧その他農産物の増産に寄与することを目的としたてております。

第二条から第八条ならびに第十條、第十二條の各条は、積雪寒冷地帯振興臨時措置法に準拠し、第二条に濕地単作地域の指定を、第三条、第四條、第五條に、それ／＼市町村長、都道府県知事、農林大臣の定める農業改良計画を、第六條、第七條、第八條にそれ／＼定めた農業改良計画の変更並びに事情変更の原則を適用せねばならぬ場合の計画の変更を掲げております。

第十三條に委任事項を、第十二條に濕地単作地域農業改良促進対策審議會の組織を規定しております。

第九條は、本法の目的に關連して農業改良計画の内容を規定いたしております。即ち、同條第一号、同第二号において濕地單作地域における農業改良の基礎条件を整備する事項を規定しております。即ち、濕地單作地域農業改良具有する土地及び労働の生産低位の間隔等特有の生産阻害条件に對しましてかんがい排水施設、農業用道路、その他農地の保全若しくは利用上必要な施設の建設、陸止若しくは変更、区画整理、客土、埋立その他の農地の改良に關する事項、農業技術の改善その他農業生産に關する事項を計画するようにいたしたのであります。同條後項においてこれらの計画は、立地条件、農業技術の進歩の程度、労働力その他の諸条件を総合的に勘案して事業の経済的効果を最大に發揮するものでなければならぬと規定しております。

以上簡単に御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを切望いたします。

○委員長(山崎恒君) 続いて十二月十五日予備審査のため付託せられました野原正勝君外四十一名の提案にかゝる心葉生産振興臨時措置法案について、提案理由の説明を求めます。

○衆議院議員(野原正勝君) 只今議題となりました心葉生産振興臨時措置法の提案理由を御説明いたします。

甜菜は大正九年以来北海道の農業開發に多大な貢獻をなして参つたのであります。その理由は冷害に強いこと、副産物の類葉及びビート・パルプは貴重な家畜飼料となること、又甜菜は他作物が増収すること等でありまして、今後ますます北方の寒地農業開發上その發展が強く要望されていくところであります。又我が國は敗戦による領土喪失の結果、砂糖の自給國が一転して莫大な砂糖を殆んど総て海外に依存せざるを得なくなつておりますので、国内砂糖の生産増大は我が國の經濟自立上極めて重要事となつていく次第であります。然るに最近輸入糖価格は異常な低落を來たし甜菜の栽培を強度に圧迫したまま放置するに於いては我が國より甜菜の栽培は全く姿を消すという危機に直面いたしております。元來輸入糖価格は変動が極めて著しく、その低落に遭遇する場合は甜菜栽培の維持上何らかの保護政策をとる必要があることは、英、米等先進甜菜糖業國の立法措置の例をみても明らかであるところであります。以上の状態と理由によりまして我が國の甜菜栽培を保持し且つその生産力の發展を図る措置を速かに講ずることが緊要と存じ、こ

こに臨時立法として本法を制定いたしたいと存する次第であります。

この法案は二つの点が主要事項となつておりまして、その一つは、一定の計画の下に栽培の合理的発展に必要な経費の一部を国で補助し、その生産力を拡張し、需要の最低必要量を国内で確保しようとする点であり、もう一つの点として、農家に甜菜の最低価格を支持するため必要があることを認められるときには甜菜糖の政府買入を行うこととあります。この二つによりまして、寒地における農家経営を安定向上せしめ、且つ北方僻地の産業を振興せしめ、又我が国砂糖の自給度を高めて我が国の経済自立に寄与せしめたいと思ふのであります。

以上が甜菜生産振興臨時措置法律案の提案理由であります。何とぞ御審議の上速かに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山崎恒吉) では続いて十二月十五日予備審査のため付託せられた松田鐵藏君外六十二名の提案にかかります。農山漁村電氣導入促進法案について提案理由の説明を求めます。松田さん。

○衆議院議員(松田鐵藏君) 只今議題になりました松田鐵藏君外六十二名の提案による農山漁村電氣導入促進法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後我が国の民主化を推進いたしましたためには、総人口の半ばを占める農山漁民の生活文化を向上し、農山漁家の経済を安定し、併せて農林漁業の生産力を高めることが最も肝要であります。然るに我國農山漁村の実情をみますと、未だに電燈さえなく文化の恵を

受けることのできない農山漁家が全国で二十万戸を越える状況であります。更に動力線が入つておらないために、生産に是非とも必要な動力機械を使うことができない農山漁村も、全国に多数存在している現状であります。これらの未点燈部落、或いは電力不足地域に生活しております農山漁業者が万難を排して、電力を導入しようと熱烈な要望をいだいていることは、極めて当然のこととあります。従いまして戦後、見返資金或いは農林漁業資金融通法によりまして或る程度の資金が供給され、現在までに約百カ所ほどの小水力発電所が建設された次第であります。併しながら、これだけでは単に一部の希望をみたしたに過ぎないのであります。今なお数百カ所の地点で建設を希望しているが資金を得られないため、貧しい暗い生活を余儀なくせられていた状況であります。従いまして我々といはしましては、これらの恵を受けることの少ない人々に、光を与えようといはしまして、この法案を提案いたします次第であります。

次はこの法案の主要な点を申し上げます。第一は、無点燈部落或いは電力不足地域を積極的に都道府県をして現地調査せしめ、これらの地域に電氣を導入する方法及び施設の建設計画等を内容とする電氣導入計画を農林大臣に提出せしめ、農林大臣はこれらの計画に基づいて毎年度の電氣導入計画を樹立すべきことを規定いたしました。これはとかく早いもの勝ちに融資対象に取上げられていた現状を改めて、計画的に能率的に電化促進事業を進めて行くためであります。

第二は、政府は、電力導入事業を実施しようとする農林漁業団体が小水力(又は火力)発電所又は配電施設を建設する場合に必要な資金を右の計画に基づいて、貸し付けることを積極的に規定いたしました。

第三は、開拓地において、開拓農業協同組合が、小水力(又は火力)発電所又は配電施設を設ける場合に、国が補助金を交付しようとする規定であります。

第四は、電氣施設の建設に關し、又建設した施設の維持、管理又は利用に關して、農林大臣が適切な指導を加えて行きたいという規定であります。又この指導は必要に応じて都道府県その他農林大臣の指定する法人に行わせることができることといたしました。

第五は、都道府県が第一項の現地調査を行うために必要な経費の一部及び農林大臣が委託した指導の事務を行うために必要な経費の一部を国が補助し得ることとしたこととあります。

第六は、農林漁業団体が送配電施設又は発電施設を建設した場合は、その施設の利用上既設の電力会社との間に、電氣の供給又は託送、売買等について、電氣の供給又は託送、売買等について、その際成るべく弱い農林漁業者に不当な負担のかからないよう協議、裁定の道を設けました。

第七は、現在農林省が土地改良事業として、かんがい排水施設を設置し、中には相当大きな水利ダム等も築造されていくのでありますが、これらのダム及び水路を活用いたしまして、農業水利との調整を図りながら同時に水力発電の事業も考慮して、工事を施行することが国家のため最も有利であります。

すので、この点を法文の上に明言いたしまして、水力資源の総合的な開発を期待するものであります。以上がこの法案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことを御願いたします。

○委員長(山崎恒吉) では続いて十二月十六日予備審査のため付託せられた松田鐵藏君外六十二名の提案にかかります。農山漁村電氣導入促進法案について提案理由の説明を求めます。野原さん。

○衆議院議員(野原正勝君) 只今議題となりました野原正勝君外五十六名提出、農山漁業金融公庫法案の提案の理由を御説明申し上げます。

我が国経済の自主体制を確立するたためには食糧増産を急務とする農林漁業生産力の早急な拡大がその基礎となるものであり、而して農林漁業の生産力の拡大を図るためには、これが基本的施設に對し積極的に資金を導入することが刻下の急務であることは言を待たないところであります。然るにかかる資金は農林漁業の特質に鑑み長期且つ低利であることを要するため、一般金融機関の融通に待つことは困難であり、国家資金による政策的金融を行う必要があるものであります。

かかる要請に應ずるため、昨年農林漁業資金融通特別会計が設置せられ、これによつて昭和二十六年度百二十億円の融資を行い、更に本年度は二百億円の予算を以て融資が行われつつあり、この制度が農林漁業の生産力を拡大強化する上に果しつつある役割は誠に大きいものであります。今後食糧増産計画の積極的な推進と共に、ますます増大せらるべきこの資金の適正且つ円滑な運用を将来に亘つて期する上に

は、なお二、三の検討を要すべき点があるものであります。即ちこの特別会計において当初予想した資金量に比し、実際の資金量は国内食糧増産の緊急当面の要請に應え、遙かに上廻るに至つたため、現在人員を以てしてはこの業務の円滑な処理は到底困難であると考えられるのであります。又貸付決定の実質上の責任者乃至は事務に當るものが公務員であり、その地位を長期間固定することが実質上困難であるため、長期貸付の決定の責任の所在が不明確になる虞れがある点、又政府の直接貸付にかかる国の債権であるため、財政法の規定により債権の保全が形式的には極めて厳重な一方、実質的には金融業務に本来必要とされる機動的な処理を行ひ得ないため、却つて管理回収業務の円滑な運用を期し得ない点等、単に特別会計の機構人員を増加したのみでは解決し得ない問題が多々存するのであります。

以上の諸点を鑑みまして、極めて重要なこの農林漁業長期融資の取扱機構としては、独立と共に、その緊要性を加へ、資金量も今後いよいよ増大せらるべきこの際において、新たにこの融資を目的とする恒久的な独自の政府機関として農林漁業金融公庫を設置し、以て農林漁業長期資金の適正円滑な運用に遺憾なきを期せしめたいと考へるのであります。これが本法案を提案した理由であります。次に本法案の概略を御説明申し上げます。先ず、農林漁業に對する長期低利資金の融通を目的として農林漁業金融公庫を設置し、これを法人とするのであります。これが資本は全額を政府出資

とし、農林漁業資金融通特別会計から承継する資金を以てこれに充てるのであります。業務につきましましては、従来の農林漁業資金融通法による融資対象のほかに、更に災害復旧の場合に限り個人施設をも対象として貸付を行うものとし、貸付決定以外の業務につきましましては農林中央金庫その他の金融機関にこれを委託し得るものとしております。貸付利率、償還期限及び据置期間の限度はおおむね現行通りと定め、その範囲内における貸付案件の細目等、業務の方法、事業計画等の主要事項については主務大臣の認可を要するものとし行政との密接な関連を保持せしめることとしております。役員については総裁及び監事は政府任命とし、理事の任命についても主務大臣の認可を要するものとしております。会計については、公庫の予算及び決算に関する法律の定むるところによるものとし、大団体の予算及び決算に準じた取扱をするものとし、利益金を生じた場合は全額を国庫に納付するものとしております。

なお、公庫は政府から借入をし得るものとし、今後の政府の追加出資と共に貸付の財源とし得ることとし、更に外貨資金の導入を図り得る途をも設けている次第であります。

以上が法案の内容の概略であります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決賜りますようお願い申し上げますが、この御意を御願ひ申上げる次第であります。

○委員長(山崎恒吉) では続いて委員会の運営についてお諮りいたしますが、会期は一応十二月の二十二日までということになっておりますが、とこ

ろが只今当委員会には六つの法律案が予備審査のために付託されております。いずれも慎重審査を要するものと考えられますので、従つて極力努力いたしまして所定の会期中に全部議了することは非常な困難が予測されるのであります。そこで先刻委員長及び理事打合せを開きまして、お手許にお廻ししましたような別紙の審査順位に従ひまして暫らく審査をいたしたい、かように存じております。極力審査能率を上げることには先ほど打合せいたしましたので、そのように御了承をお願いいたします。なお当分委員会には毎日開くことにいたします。

○委員長(山崎恒吉) それでは只今から農林漁業金融公庫法案の審議に入ります。先ず提案者及び政府当局から配付資料に基づきまして本法律案の内容及び関連参考事項について説明を求めます。

○補見義男君 その前に今の理事会で決定されたこと誠に結構なんですが、私ちよつと聞き洩しておつたことは、あの順序によつて採決するという意味じやなしに、審議をああいう順序でやる、こういう意味でございますね。

○委員長(山崎恒吉) そうでございます。

○政府委員(小倉武一君) 農林漁業金融公庫法案につきまして、法案のあらまし、それから公庫の設置の理由といったようなことを中心に概略お話し上げたいと思ひます。

○補見義男君 これは議員提案じやないですか、この法案は。

○委員長(山崎恒吉) 議員提案です。

○補見義男君 今の何か説明は提案理由の說明その他というお話だったのだけれども、それはどういふのですか。

○委員長(山崎恒吉) 内容の説明でよろしいですか。

○政府委員(小倉武一君) 配付いたしました資料につきまして御説明したいと思います。

○委員長(山崎恒吉) よろしくございませう。

○補見義男君 はい、どうぞ。

○政府委員(小倉武一君) お配付いたしました資料でございますが、昭和二十七年十二月と書いてございまして、農林漁業金融公庫法案関係資料となつております。大部分は統計資料でございますが、前文に公庫が設置されますことに関連しまして、最近までの農林漁業金融の概略を文章を以て書いてございまして、その後目次がございまして、農林漁業金融を中心とした統計資料をまとめたものでございまして、これで大体御覧願へばおわかり願へると思ひます。文章で書いてありますものについての要点をかいつと申上げたいと思ひます。これはもう皆さんがたとく御承知のことと存じますが、戦後長期金融につきましまして、何らかの措置と申しますか、制度が必要であるということに主眼を置かれて参つたのでございまして、その点につきましまして、この農林漁業金融公庫法案の基礎に相成ります現在の長期資金の融通法が成立いたしますと過酷なものでございまして、例の復金が農林債権を引受けまして、それによりまして資金を供給する方法、それから対日援助見返資金特別会計か

ら融資する方法といったようなものが講ぜられて来たのであります。その点が概略資料のほうに書いてございまして、

次は長期資金に関連しまして、農林漁業に対する財政投資と申しますか、公共事業を中心としたもののうち、農林漁業関係がどの程度の割合を占め、その推移がどうなつていくかというところが三頁の所に書いてあるものであります。

それから次に組合金融でございますが、この点につきましても、戦後の一時的な経済不況に当りまして、若干の貯蓄停止組合といったようなものを生じて参つたのであります。その後の組合の自主的な面におきましても、経営対策協議会といったようなものが作られました。経営の刷新が図られ、或いは組合の役員員の資質の向上を図り、或いは農協財務基準令といったようなものを設けるほか、更には現在進行いたしております再建整備法の施行によりまして、組合の再建整備を図るといったようなことをいたしておるのであります。出資金も当初は甚だ僅少であつたのであります。再建整備法の関係もあり、漸次出資金は増加して参つております。再建整備組合だけで申して見ると、当初の目標に比しまして農協では五割増し、連合会では十五割増しといったような成績を取つております。それから中、長期資金の問題でございます。これは中金が農林債券を発行してありまして、本年度に限りまして百四、五十億ですか、債券発行高が達しておると思ひます。なお中金の資金源といたしましては、かような組合金融

系統の預け金、それから農林債券といったようなもの、ほかに食糧管理特別会計からの仮償金とか或いは長期資金の受託金といったようなものが主になつておるのであります。短期資金につきましては、特に農業手形制度が戦後の農業経済の疲弊或いは農業会の解散といったようなこととの関連におきまして実施されて現在に至つておまして、利用度も逐次増加いたしております。現在では二百五十億程度になつておるのであります。

その次に六頁の公庫法案に直接に關係がございまして農林漁業資金融通特別会計についての経過が書いてあるものでございまして、御承知の通り当初の年度におきましては百二十億、本年度二百億、今回御審議願つております補正予算におきまして八億というふうに相成つております。貸付の実績乃至二十七年の資金の運用計画がその次に書いてございまして、

現在の貸付の進行状況でございますが、資金もだん／＼と増加して参り、一件当り金額も若干縮小して参つて、現状はだん／＼事務が複雑化して参つておりますが、現在のところ政府の貸付決定をみましたのは百五十億程度でございます。

概略でございますが、なお御質問があればお答えいたしたいと思います。

○委員長(山崎恒吉) いや、質疑に入つてよろしくございませうか。(異議なしと呼ぶ者あり)

○羽生三三君 細かいことを承る前に、先ほど本案についての提案理由の説明で若干触れられておりましたが、従来の農林漁業資金融通法から、この

公庫法案に移り変わる理由というものをもう少し明白にして頂きたいと思ひます。これは今まで非常に重要な役割を果して来たということはよくわかるのであります。そういう点からも、更に万全を期することは非常にいいことだと思つております。そこで先ほどの提案理由の説明の中で若干触れられただけども、なお積極的にそれを公庫法案に転換するその理由というものを、細かいことは要りませんが、大まかにもう少し御説明願いたいと思ひます。

○衆議院議員(野原正勝君) いんく
とございしますが、概略を申し上げます。
現行の農林漁業資金融通特別会計は、
昨年の四月に発令せられて、設置の当
時は御承知の通り資金六十億で始めた

わけでありましたが、昨年のうちに倍額の百二十億になり、又本年は御承知の通り二百億円、今回の補正でも通りますと、二百五十億ということに相成るわけでありますが、資金量が非常に殖えて参りましたというふうなことで、今後とも食糧増産の計画などが強力に実施されることと我々は確信をしておるわけでありますが、それに伴いましてどうしても今後、今までより一層大きな資金が加わつて行くことになると思ふのであります。こうなりますという、これが管理、或いは又資金の回収というような仕事も今後漸次殖えて参るわけでありまして、現在融資の業務は、農林省の中に職員二十四名でやつておるわけでありますが、到底それではやつて行けないというようなことになると思います。それから特別会計のことは単に然らば人員だけ殖やせばいいかということにもなるわけでありま

すが、人員だけでもいけないと思うのであります。それはこの貸付の業務を責任を持つて行うということになりますという、どうしても長期間の仕事に専念して当るというようなことではないと、貸付から回収に至るまでの期間相当長いのでありますから、やはりできるだけその仕事に習熟をし、責任を持つてやるというふうなことにするためには、公務員がこれに当るといふようなことはどうもふさわしくないというふうに考えるのであります。又公務務といましても普通の、つまり国家の官庁機構、役人という、農林省でやるというふうな仕事でなしに、別な形で行くということが好ましいのではないかというふうに考えるのであります。

は、相當の補償責任を負わなければならないわけであり、それを重くした場合には、資金の円滑な貸付を阻害することになると同時に、預金者に不測の損害を与える虞れもあります。この資金は、これは三〇％を取扱つておる農林中央金庫は農民、漁民の零細な預金を資金とする金融機関でありますから、これらの預金者に損害を与えるということがあつては困るのであります。現在二〇％の補償ということになつておりますが、現在程度の補償責任ならば、決定は政府が責任を持つてということ、非常に円滑に金融が行われるというふうに考えるのであります。

まあ以上のような理由でございますが、元來が今の特別会計を作る當時、農林金融公庫を作ろうという政府側は

案であつたと我々は聞いておる。ドッジ・ラインその他の關係で、いろいろとそういうのはつきりした大きな金融機關を作るといふようなことは、當時困難であつたといふような事情もございまして、まあちよつと變則な形で、特別會計という形でやつて来た。やはりここまで歴大なものになれば、どうしてもはつきりした公庫という形をとつたほうがよくはないかといふことを考へまして、この公庫案を出したわけであります。

○補見義男君　私はちよつと政府のほうに伺うのですが、今提案者の野原さんから御説明になつた從來の特別會計で以てやることにつてのいろいろの欠点といふますか、そういう欠点は政府自身もお認めになつておるのかどうか、その点を先ず最初に伺いたい。それから第二点は、若しそういうことをお認めになつておるとすれば、なぜ政

府のほうからかういう法案の提案がなかつたか、この二つの点を政府のほうから……。

○政府委員(小倉武一君) 第一点でございますが、これは提案者のほうから御説明になりました諸点につきましては、私どもとしても全く同じ見解でございます。第二点につきましては、これは私経済局でございまするので、政務次官が御出席なさった折に答弁をして頂きたいと、かように思っています。

○補見義男君　それじゃあとで何うことにしますが、なお私は、実は法案を只今拝見したばかりで、内容についてはまだよく検討しておりませんから、改めて内容は何うのですが、ただちよつと見たところだけの疑問なんですが、第一条で、生産力の維持増進という積極的な意味が書かれておるのですが、この点はこの法案自体においては私は別に異議を申立てるものではないのですが、この最後の表に行きますと、いづれも生産力に必要なもののほかに、第三号の立木の伐採制限に伴い必要な資金、これが一つあるのですが、その点はどういう意味であらうかということが一点と、それからもう一つは、それ／＼の項目によつて利率が異なつておるのですが、この利率自体も随分、これだけのことをやるのには何だか高いような気もするのですが、まあこの程度の金利を以てやらなければならぬ、又この程度の金利ならばペイできるかどうかという、その根拠といいますが、そういう事情と、それからこういうふうにいる／＼と項目について區別が設けられておる点をお伺いしたい、これは提案者にね。

○衆議院議員(野原正勝君)　貸付金の

種類の中で三の森林の立木の伐採制限に伴い必要な資金、これは必ずしも農業生産力の拡大のためだけではないではないかという、まあその点は私も同じに考え方でありますが、併しこれはすでに御承知の通り、昨年本委員会でも御審議を頂きました森林法に基づくものとしたしまして、我が国の治山治水の現状、国土の保全というような大きな観点から、又どうしても森林の経営の適正化を図り国家公共のために幼齡林の伐採を或る程度制限しなければ日本のは日本は農耕地保全、或いは大きく言うならば日本の産業経済を守るということが根本であるというふうな観点に立ちまして、個人の持つてゐる山林の伐採等についても、現下の日本の森林の事情というものから考えまして伐採の制限を余儀なくされるような事態が考えられるものでありまして、そのためにはやはり伐採を制限する以上は、その制限された期間中は低利の長期融資を考えてやる必要があるというようなことで、これは森林法の改正に関連いたしましたので、新しく農林漁業資金融通法の中に本委員会のお望みを御賛助を得まして、二十六年におきましては五億、本年度は二十億という資金の枠を定めて、現に貸付を行なつてゐるわけでございます。これがありまさんと森林法の実施が不可能であるというふうな特殊な事情でございますので、これ又その大きな観点から見れば、我が国の農業生産力を拡大する、農村の振興のために役立つということ、第一条の目的に完全に合致するものであるというふうな考

え方からこの中に入れたようなわけでごさいます。又いろ／＼のたくさん項目がありまして、種類がございまして、それ／＼貸付の利率或いは又償還期限、或いは据置期間というようなものがそれ／＼違つておりますが、これはすでに農林委員会におきまして御審議を頂きまして、農林漁業資金通法を制定するときに衆参両院で御審議頂きまして定められたものでございまして、この中には実は農林漁業資金通法によりまして最高と最低を実は定めて行つたのでありますが、今回の法案では利率の最高の境界だけを示して、最低ならこれより幾ら安くても金庫の金利において下けることは一向差支えないということ、最高だけを制限するということにいたしました。なお据置の期間等につきましては、御承知の通り今までの期間というものは、実際に見まして少し無理な点が多かつたように思ひます。例えば林道などは一年ぐらゐの据置では、どうもまだ林道のそこへ行きつかないうちに期限が来てしまつて回収を急ぐというふうな、余りどうも仕事の成績もうまく行かないというふうなことから、二年ということにするというふうな、あの農林漁業資金通法のときに御審議願つた。我々も一緒に審議をしましたが、あの当時とは少しこの実態に即しまして償還期限或いは据置期間というふうなものをご考慮されておる。この際同時にこれを適正なものとして御審議を願つておして行きたいということで、実はこの別表の案を作つた次第であります。

○楠見義男君 森林の問題は、今までの経過はよく私も存じておるのです。従つてこのこと自体が悪いという

意味ではなしに、こういうものが入つておればもつと同じような問題で、例えば農地担保の問題とか、自作農創設融資の問題とも関連して、そういうものもやはりここで同様な取扱をする必要がありせんかというところの比較検討、特に自作農創設の問題、農地担保の問題等は農地制度の問題とも関連しておるようには思ひますが、極めて重要な問題だと私は思ひますが、生産力の維持という上から行けば、今御説明になつた森林の問題と同じウエイト、或いはそれ以上のウエイトがあるのではないか。そういう問題がここでは落されておること、それからもう一つは、畜産についてはこういうふうな短期資金というか、中期の資金になるわけですが、畜産の關係、家畜の導入等、こういう点については取上げられないことになつておるが、そういう問題はどういうふうな提案者としてはお考えになつておりますか。

○衆議院議員(野原正勝君) 農地担保その他のようなものの金融ということ、この公庫に含めたほうがいいというふうな今の御質問、私も全く同意であります。で、農地担保力がないというところのために生ずるいろ／＼な農業経営上の不便、その他のいろ／＼な問題を考えると何らかの措置を講じなければならぬと思ひます。今やつておる例えは開拓者資金通法の中で、自作農創設の一環として変則的な形でこういう場合にはやつておるが、あの行き方では実は大きな農村の金融の問題という点から見た農地の問題は解決がつかない点が多いということ、私も全く同様に考えております。これに對しましてはいろ／＼と検討をいたしまし

て、一つ今後の問題として十分この中に取入れるような方法を考えなければならぬというふうなことを考へておられますが、今のところ農地担保金融の問題は非常に大きな問題でありまして、一応今回の案の中からは外してはございしますが、十分に検討をいたしまして将来この金庫の中に取入れるような方式を考えなければならぬんじゃないかというふうな私どもも考へております。

畜産の問題でございしますが、この畜産の問題につきましては、御承知の通り本年度から有畜農家創設のための特別融資を考へまして、政府で考へて利子補給という途を開いて、それから農中金の融資能力に依存してやつて参つたわけでございますが、で、これに對しましては畜産局側のほうではやはり畜産振興という観点から別個に特別会計を考へたいということ、今折角案があるやに何つております。本来ならばこの金庫のほうにそういうのを含めたほうがいいいではないかということも考へられましたが、一応これ又非常に膨大な資金枠になるというふうなことで、又現在の財政或いは金融といったような面から見て、今一本で行くよりもいろ／＼な点からやつたほうが或いは工合のいい面もあるといったような関係も慮つて、実は一応は切離しておりますが、それらの点につきましてはいろいろ／＼と御検討を頂きまして、金庫としてやつたほうがよろしいといったことであればそういうふうなことをしたい。私どもは本来はこの金庫のほうで扱うべきものではないか、そういう性質のものであらうというふうな考へておりましたが、そういうふうないろい

ろな経緯からいたしましたして一応この中からは外れておるわけでございます。

○羽生三七君 実は今のこの農地担保金融の中で、ちよつと質問ではないけれども、若干ここで御披露したほうがいいと思ふ問題があると思ふので、この間の問題をちよつと御説明申上げたと思ひます。御説明といつては変更であります。実はこの前の前々国会で廣川農林大臣から、農林金融公庫法案を議會に出したい、ついではその中に農地担保金融を含めるかも知れないが、了解できるかというお話がありまして、まだ法案が別に出しておるわけでもなし、委員会に付託になつたわけでもない、私個人として農地に担保力がないということは、確かに一つの矛盾で、これは将来解決しなければならぬ問題だと思ひますが、併し今直ちに農地担保金融を再開した場合に、それが金庫法で規定されておる範圍内にとどまればよろしいが、将来市中銀行等がこの問題を引つけて取扱を委託されるというふうなことが起つた場合に、支払期日が来た場合に支払い得ない債権者は、農地を担保として預けてあるのだから、これは取られるのは当然で、その結果農地制度に重大な変革が起る突破口になる危険があるから、むしろ農地の保全については、現在ある八億五千万の自作農創設維持資金を更に十倍くらいに拡大をして、それで当面自作農の維持について万全を期して、将来農地に担保力を持たせることがどういう形で適當かということ、これは別個改めて御考慮願いたい、こういう回答を農林大臣にしたわけでありまして、そこで法案を恐らく農地局のほうで或る程度作られたと思ひますが、そ

の寸前に農林大臣から、今度はとりやめておくというところで一時中止になつたという経過もありますので、そんなこともあつたということをちよつと御披露したいと思ひます。

○楠見義男君 それからもう一つ、別表の七号なんです、農林漁業者の共同利用に供する施設云々の、これは恐らく農業で言えば、農業協同組合等を対象にするようにも見えるのですが、提案者の御意向はそういう、農業で言えば農業協同組合というものを対象にするのか、もう少し拡げて、農林漁業者の共同利用に供するものであれば、中小企業協同組合によつてやつておるものもあります、そういうものも包含するようにお考えになつておるか、その点はどうでしょうか。

○衆議院議員(野原正勝君) 一応これは協同組合を対象として考へておるわけでありまして。

○楠見義男君 その場合に同じ協同組合でも、農業協同組合のみを狭く解釈しておられるか。或いは中小企業協同組合も対象にしておられるのか、その点も一つ。

○衆議院議員(野原正勝君) 中小企業のうちで特に農林のほうに非常に関係の深いものは、当然それも考へたいと思ひます。

○楠見義男君 これは次は政府のほうに伺うのですが、私は実は農林金融については、政府が金融をする場合に、丁度アメリカの何と云いましたか、フアーミーズ・フオーム・アドミニストレーション、総合的な又は指導的な役割を果たした金融機関としての方向に進むのがいいんじゃないかという、これは個人の意見ですが、同時に国が直接

金融をあずかる場合には、フアーマーズ・フオーム・アドミストレイションの金融にだん／＼と近づくことを念願しておつた一人でありますが、ところがここでもう一つに固定施設を主とした金融のための特別の機関ができて、政府の金融から離れる、而もどつちかという、やはり金融機関となりまうと、金融機関通有のセンスでやりがちになることが一つ我々としては心配と言へば心配になる点なんです。同時に先ほどもちよつと野原さんからもお話があつたように、畜産の別個の金融というふうなことも、これと離れて考えるというふうなこともなつて来ると、総合的な、或いは指導金融的な金融機能というものが、漸次商業金融的な分散傾向になるということが、国が金融をやる場合の観点からすればどうだろうかという一つの懸念と言へば懸念を持つわけですが、そういう点は政府のほうではどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(小倉武一君) 特別会計から公庫にいたしすることにによりまして、御心配のようない点がないとは保証がたいと思ひますけれども、公庫は普通の金融機関ということではございませんで、政府の特別の機関の性格が強いわけでございますので、独立の金融にするというところは大きな問題だと思ひますが、この点から申しますと、今の御心配の点は余りないのじやないかと思ひます。尤もアメリカのフアーマーズ・フオーム・アドミストレイションというふうな恰好を考えますと、これは資金の性質から大分違ふのではないかと思ひます。尤も資金の性質といたしましては、長期の低利の資

金でございまして、必ずしも普通の金融機関なり組合金融では期待し得ない政府の金融でございするから、その点は性質上似ておるわけでございするが、個人の経営についての貸出は、この共同利用施設の中に入つておりませんで、組合の共同施設ということでございますので、その点は若干違ふと思ひますが、組合といたしましても御趣旨のような考えで指導金融と申しますか、商業金融に對しまして指導金融というものを申しますならば、組合についてはやはり指導的な金融でなければならぬという御趣旨はまさにその通りだと考えております。公庫になりましてそういう点について遺憾のないように十分注意をするつもりでございます。

○楠見義男君 もう一点は、提案者の御意向は、積極的に国の資金を注入して、そうして現在の特別会計で以て不十分の点をむしろよくして、改善してやつて行こうというふうな御趣旨で、非常に積極的な意図を持つておられるわけなんです。と同時に、この公庫が剰余金を生ずるような場合には、これは勿論政府にすべて納入するというふうなことから考えても、そういう一端が窺われるわけですが、そこでこの表の利率で見ますと、大体七分というところが、資金コストの点で、これは仮に剰余金を生ぜず、できるだけ安くして行くという建前からいつた場合に、資金コストは七分を適當とするか、或いは七分では高くて五分ぐらいがいいのか、或いは七分では足りないのか、そこら辺の資金コストはどういうふうに見ておられるか。これは提案者に伺うわけでありますが、その前に

現在の資金融通法でやつておる実際の金利、これは資金コストから見てどういふことになるだろうか、その点はどうでしようか。

○衆議院議員(野原正勝君) 現在出ておりますのを大体平均いたしますと、約六分近い利率になつております。年間六分でございます。これは農林漁業の特性に鑑みまして、利率はできるだけ低くということが、これは必要なことであります。又同時に資金に對する非常に龐大な要求を満たすと、そのために政府の財政の投資、政府からの出資だけでは到底行けませんので、やはり或る程度利息の要する運用部資金を使うとか、或いは又場合によれば将来は何かの形で債券を発行するというふうなことになるかと、そういうことによつて資金枠のまあ資金量を増加するといふふうにして、農林漁業の振興のためにするこれらの長期金融という要請に応えるというその必要もあるうかと思ひます。非常に常識的にまあ固くやつて行くということになると、政府のまあ出す資金を中心にした非常に安い金を僅かずつ出すといふことならばいざ知らず、今農林漁業資金に對しましての農村の要求というものは非常に大きいものでございしますから、或る程度それを水増ししてというところがあるかも知れませんが、いろいろ方法があるかも知れませんが、やはりどうしても或る程度は高利息になる。ところが高くしてもいけないといふことで、大体年間平均して六分程度というところで飽くまでも行きたいといふふうには考へておるわけでありまして、これらは将来国家の

財政の規模の許す限り、政府出資のほうをできるだけ殖やすといふことによつて、成るべく引下げて行くといふこととして行きたいといふふうな考へております。

○楠見義男君 少し細くなるのですが、例えば造林資金というふうなものは、年七分とか八分の金利を払つておつたのではとても造林なんかできないといふことは、私は素人でもよくわかりませんが、常識的にまあ聞かされておつたわけですが、提案者のほうからお考へになると年七分、これは勿論最高ですが、年七分なら七分で造林のほうはペイすると、こういうふうなお見通しなんでございまいしょうか。

○衆議院議員(野原正勝君) これは二の造林に必要な資金、年七分で、二十年の償還期限で、五年据置、これは普通の場合なか／＼容易でないと私は思ひます。これは御承知の通り、今日造林に對しましては、國家の助成補助政策によりまして、造林に對しては、補助をしていられるものには、従来年間平均六分五厘でしたか、七分でしたか貸してゐると思ひます。補助のなかつた場合には平均四分五厘、二十五年というこでなつておつたわけでありまして、この考へ方は最高七分ということになつて、最低が示されておるもので、その点誤解があると思ひます。が、今までの造林に必要な資金としては、公共事業費による補助があつた場合は六分五厘、なかつた場合には年四分五厘といふことは、これは飽くまで守りたいと考へてゐるものであります。最高を示したものでありますから、その点は御了承を願ひたいと思ひます。

○楠見義男君 そういうふうなことは、政府に伺うのですが、いろいろこの公庫でやはり資金計画その他を農林大臣の認可を受けてやることになつておるのではないかと思ひますが、そういう場合の認可の何といひますか、基準といひますか、指導といひますか、そういうふうなことをおやりになるのか、若しそうでなければ四分五厘でなければペイはしないものを、七分のこの案を出して見ても、実は羊頭狗肉のようになつて、而もこういう新しい制度ができたといふことによつて、一方補助金の例えば努力が少しでも消極化されるということになれば何も私はならぬと思ひますが、これはどういふことになりまいしょうか。

○政府委員(小倉武一君) 利率の問題につきましてですが、この公庫案に示されておるようなところは最高でございします。従ひまして公庫が、その最高の範囲において適當な利率をきめて運用する、まあこういうことにならうかと思ひます。一方的にきめるというわけにはこれは参りませんので、御承知のように造林なら造林、土地改良なら土地改良といつたようなことが、或る程度十分に推進できるという利率でなくてはならぬと思ひます。他方又資金のコストという問題もございします。従ひまして政府のほうでは恐らく業務方法書のほうで以てその利率につきまして監督をすると思ひます。指導をするといつたようなことに相成らうかと思ひます。只今のところは、提案の議員のかたからお話になりましたような利率につきましては、現在公庫がいたしておりますようなものを大体踏襲できるの

ではないか、かように存しておるの
あります。

○楠見義男君 折角こういういい金融
機関ができて来るわけなんですから、
その場合に或る程度計画性を持つとい
いますか、或いは積極性を持つとい
うことは私は必要だと思ふんです。そ
で資金コストの問題はこの融通資金の
供給源如何によつて、先ほども野原
さんからお話があつたように、いろい
ろ変つて来ると思ふんですが、いづれ
にしても年七分とか八分ではやはりペ
イするといふような考え方は、私は従
来の資金を利用する側からの要望とは
およそかけ離れている問題だと思ふん
です。これはまあ私の愚見ですが、そ
れはそれとしてこういう制度ができる
に當つて、現在の資金量、供給量が殖
えるといふような、見通しといひます
か、考え方はあるのでしょうか。この
公庫の制度を設けることによつて、本
年度はこういう資金源が殖えるのだと
か、或いは来年はどういうふうになる
んだ、実は例えば、運用部資金の運用
状況の来年の見通し等を聞いても、な
かなか案じやないような政府側の、或
いは与党側の御説明なんです。だから
そういう点から見ると、一体どうい
う点に新しく増加する供給源を求めて
おられるのだろうか。例えば来年度予
算において、政府なり、与党なりの固
まつた意見ではないようでありまして
けれども、一部の構想としては、従来の
政府の財政投資というものは、従来の
一般会計から外して行こうといふよ
うなお気持もあるように伺つてゐるの
ですが、そうしますと、その資金コス
トといふものは、今申上げましたよう
に財政投資を一般会計からできるだけ

少くしようといふことになれば、勢い
この資金源は他のほうから求めなけれ
ばならぬ。他のほうから求める場合
に、一般会計からの投資じやありません
から、従つて資金コストといふものは
非常に高くなつて来る。そうなければ
勢いこれではやつて行けないという最
高にだん／＼と近付くことが心配され
るのですが、その点はどうでしょう
か。

○衆議院議員(野原正勝君) おわかり
のごとく、二十八年度の財政の規模、
或いは又運用部資金等の事情等から見
て、実はこの公庫が必要とする最小限
度四百億はどうしても欲しいという案
で進めておられますけれども、四百億と
いうところまでなか／＼困難な情勢に
現在あることは御承知の通りでありま
す。何とかしてこの農林金庫の資金と
いふものは確保したいといふと考へて、
今いろいろ／＼内部でやつておるわけであ
ります。政府の財政投資という形でそ
の大部分が賄えないという場合が仮に
生じた場合、その大部分を借入金等で
やるというところになりましたときには
非常に高いコストになつてしまいま
す。そういう場合においては、どうし
ても従来の平均利率六分以下という基
準を厳格に我々守らなければならぬと
思ふのであります。そのためには当然
何らかの形で利子補給なり、何なり、
そういう意味での財政投資、財政の
支出といつたようなものが別途に考慮
されるというところにならなければなら
ぬ。我々としては、まあそういう
消極的な案ではなしに、実は目下進め
てゐるのは、飽くまでも政府から相当
額の財政投資を要求するといふ形で行
つておりますが、まあ財政の規模その

他から見まして非常に困難な場合も予
想されますので、万一の場合において
は只今申しましたような形で行くこと
も場合によつては考えなければならぬ
のじやないか。いづれにいたしまして
も、できるだけ農林金融に対する要求
を充たすような大きな枠をとりたい、
又それに対する利息等も従来のような
長期低利という原則を飽くまでも守る
ようにいたしたいといふふうなことで
進めておる段階でございます。

○楠見義男君 先ほど申上げたよう
に、提案者の非常な積極的な希望的な
お考えと逆行するような方向に、政府
なり与党のほうでは進みつつあるよう
に察知せられるものですか、実は私
は心配をしておるのですが、そこでこ
の金融公庫という、一つの機構は私は
非常に結構だと思ひますが、その機構
ができたことによつて、一般会計が非
常に荷が軽くなつたような感じがとい
ひますか、予算編成上です、そういう
ことから逆に現在よりも資金コストは
高くなり、或いは全体の資金源が減つ
ても殖えるようなことはないといふよ
うなことになるれば、これは折角こう
いうものを作つても、実は作らなかつ
たほうが、却つて予算の中で我々は
どん／＼やつたほうがむしろ有効的
と思ふ場合もあると思ふのですが、
従つてこの次の御説明を頂く委員会の
ときには、是非或る程度の資金的な裏
打ちのような構想でも結構なんです
が、お出し頂ければ非常に仕合せだ
と思ふのです。これは政府のほうの見
通しもその際に伺つてもいいと思つてお
りますけれども、どうぞそれをお願い
いたしたいと思ひます。

○衆議院議員(野原正勝君) 非常にむ
ずかしい段階だと思つて今いろいろと
やつておるわけでありまして、どうも
この次といふようなことにはまだはつ
きりしたところも出ないのじやないか
と、まあ極力……

○楠見義男君 できるまで結構であ
ります。

○衆議院議員(野原正勝君) この法案
は法案として成立をできるだけ早くさ
して頂きたいと思つております。まあ
事情はさつきも申しましたように、四
月の年度の切替えといふようなときま
でにできればいいわけでありまして、
きましては、政府側でも、又我々の覚
のほうでもいろいろやつておるわけ
であります。その要求に對しまして、特
に我々としては、食糧自給体制の確
立強化といつたような大きな問題を中
心としまして、農村問題を特に大きく
取上げておるわけでありまして、何と
しましても、一般の財政投資による農
林対策は、当然予算の面においても相
当の増額を我々は要求しております
し、又同時にこの融資の面においても
同様によりこれを殖やして行きたい
といふことで折衝しておりますので、
成るべく早い機会に一つ御期待になる
ような線を出したいと思ひますが、今
の情勢では年内にはなか／＼結論的な
ことまでは出ないであらうといふふう
に考へております。まあ結局我々の希
望の観測を申上げる以外には方法はな
いと、かように考へております。

○楠見義男君 これは私は野原さんの
政治力を非常に評価しておるわけな
んですが、疑うわけでも、又屁理窟を
言う意味でもないのですが、実は農林

金融といふものについてこういう制度
ができたといふことだけで、却つて制
度ができたために農林金融に対する努
力がそこでもちよつと息が切れるよう
なことを実は恐れるのです。むしろ需
要者から見れば、こういう金庫ができ
ようが、できないが、資金が多くなつ
て、そうして需要ができるだけ賄つて
もらへるということが、業者側からと
いうか、生産者側から見れば一番関心
が深いわけなんです。ところが、金庫
ができた、併し資金が作れなかつた
といふことでは、これはちつとも業者は
有難がらないのみならず、却つてそ
なことは金庫を作つてもらわないう
がよかつたといふことになるのであ
りますから、問題は資金の供給量が多
くなるというところに我々は関心を持
つており、提案者もそういうことを考
へておるようでありまして、
そういう点を懸念しての話なのであり
ます。これは別に質問でも何でもな
いですが、希望であります。

○羽生三三君 今の楠見さんの御心配
御尤もで、実は前池田大蔵大臣の著書
である「均衡財政」を讀んでみると、実
によくそのことが出てゐるのです。
だから一般会計からの財政投資は極
力これを削減して、そして純粋企業
ベースでやれるように金融措置で行
くことが私の将来の財政方針だといふこ
とを謳つてあるわけで、まあ今度の大
蔵大臣がどういふ方針でおられるの
が、今楠見さんの御心配のようなこ
とが実際に現われて来ると思ふので
うから、そういう点を御考慮に入れて
頂いて、特に金融面では資金運用部資

金庫といふものについてこういう制度
ができたといふことだけで、却つて制
度ができたために農林金融に対する努
力がそこでもちよつと息が切れるよう
なことを実は恐れるのです。むしろ需
要者から見れば、こういう金庫ができ
ようが、できないが、資金が多くなつ
て、そうして需要ができるだけ賄つて
もらへるということが、業者側からと
いうか、生産者側から見れば一番関心
が深いわけなんです。ところが、金庫
ができた、併し資金が作れなかつた
といふことでは、これはちつとも業者は
有難がらないのみならず、却つてそ
なことは金庫を作つてもらわないう
がよかつたといふことになるのであ
りますから、問題は資金の供給量が多
くなるというところに我々は関心を持
つており、提案者もそういうことを考
へておるようでありまして、
そういう点を懸念しての話なのであり
ます。これは別に質問でも何でもな
いですが、希望であります。

○羽生三三君 今の楠見さんの御心配
御尤もで、実は前池田大蔵大臣の著書
である「均衡財政」を讀んでみると、実
によくそのことが出てゐるのです。
だから一般会計からの財政投資は極
力これを削減して、そして純粋企業
ベースでやれるように金融措置で行
くことが私の将来の財政方針だといふこ
とを謳つてあるわけで、まあ今度の大
蔵大臣がどういふ方針でおられるの
が、今楠見さんの御心配のようなこ
とが実際に現われて来ると思ふので
うから、そういう点を御考慮に入れて
頂いて、特に金融面では資金運用部資

金なんかは零細な農漁民なんかの金が非常に多いのですから、そういうようなものはもうこの方面に一定の枠を優先的にとって頂くようにして十分御配慮をお願いしたいと思います。

それからもう一つちよつと附加しておきたいことは、これは独立採算制なんではないかな。どうなんでしょう。赤字が出たときには一般会計から補填をして行くことになるのですか。

○衆議院議員(野原正勝君) 当然独立採算制でやる建前になると思いますが、赤字が出れば、当然それは政府が埋めなければならぬ。併し利益が出た場合には、剰余金が生じた場合には政府に納めるということになりますから、赤字が出た場合には当然政府が見てやらなければならぬと思うのであります。これは長期の關係でありまして、或る年度を切れば非常に回収が少く、貸出が多いというふうなことで、ならしてみませんとはつきりしたことは出ないと思ひます。で、先ほど来いろ／＼御心配を頂きましたが、来年度の資金の問題につきましては、実は提案者である私も心配をしておるものであります。一つ政府当局、大臣が今日見えておられますが、大臣の出席の際に大いに政府を鞭撻して頂きまして、資金の増額についてはその際一つ御協力を切にお願ひいたしたいと思ひます。

○楠見義男君 一点だけ……これは資料としてこの次までに、政府のはうで結構なんです。要求したいのですが、それは現在の特別会計から金庫に移る場合に、恐らく法文を見れば書いてあると思ひますけれども、資産と

か、或いは損失見込なんかの評価をして移管をするのだらうと思うのですが、その場合現在の資産の中でどの程度が損失見込になり、又その損失見込に評価されるようなものはどういふ種類のものか、一般の移管の際にどういふ状況だらうかということがわかるような資料ができましたら出して頂きたいのです。

○政府委員(小倉武一君) できるだけ御趣旨のような資料を作つて御提出したいと思ひます。

○委員長(山崎恒君) 本日は農林漁業金融公庫法の質疑はこの程度で尽きたものと認めてよろしうございませうか。

○楠見義男君 ただ一点だけ関連して伺いたいと思ひます。この農林漁業金融公庫法に關する質疑はこの次にいたしたいのですが、この農林金融の問題で、これに直接關係はありませんが、間接に關係のあることは、実は農業協同組合の固定資産の資金流動化の問題なんです。再建整備によつて大体政府の御説明によりまして、まあ順調に進んでおるようなんです。併し現実には全購連、全販連或いは府県の経済連、県購連、県販連、これらの方面において相當の資金が固定化しておると承知の通りなんです。私が一番心配しておることは、これがだん／＼と信用にしろ寄せられて、その信用が信用力を幾分かでも失うようなことになつて来れば、農林金融の現在の組合系統金融の基礎がそこから崩れるということ。それを心配をしておるわけなんです。それまでの間に何らかややはり政府のほうでも手を打つて頂く必要があると思うのであります。御承知のよう

に百億から百五十億という資金が実は固定化しておる、これを何か流動化しなけりやならぬということ。いろいろ農業協同組合の内部においては心配しておるのですが、政府のほうでこの問題についてどういふふうにお考えになつておるのか。先般官房長がお見えになつたときに、丁度農林大臣もその際にお見えになつておりました。尤もこれは前の農林大臣なんです。個々の組合を対象にし、或いは県連を対象にして具体的に一つ検討して行きたいというふうなお話を官房長はしておられました。主管の経済局長はどういふふうにお考えになつて進行しておるのか、若しできれば概略でも結構なんです。お教え頂きたい。

○政府委員(小倉武一君) 只今御指摘の問題でございしますが、信連のしわ寄せに対する貸付の焦げつきと申しまゝ、固定化しているのは相當の金額になつております。協同組合全体といひまして不稼働資金が百三十億、又再建整備の組合だけにいたしまして、まあいゆる欠損金が百二十三億といふたような実情になつております。で、再建整備が殆んど初期の目的を達成しつつあるといふた過程であります。が、なお且つ組合の運営上困難な問題があるといふことは我々も同感でございます。それに対して、どういふ対策が整つておるかということになります。なか／＼これはむづかしい問題は問題があるのであります。それが問題がむづかしいからといつて放置しておきましては、御指摘のような信用の組合金融全般の問題にもなるといふたようなことではございしますので、私どもも現在の事態と、それから事務的に

考えられる対策を只今研究中であります。いろいろ協同組合の当事者のほうからは要望がございするが、その要望そのまゝを取上げてどういふことは、なか／＼これはいろいろむづかしい問題がございまして、従ひまして早急に結論は出ないのでございするが、そういう点についてできるだけの策を講じたいということでは只今研究いたしております。

○委員長(山崎恒君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(山崎恒君) 速記を始めて下さい。

それでは次に急傾斜地帯農業振興対策について藤野委員から発言を求められております。

○藤野繁雄君 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の制定の経過及びその制定の趣旨に基きまして、私は次のような申入をしたいと思ひます。お手許に配付しておりますから、これを朗読いたします。

急傾斜地帯農業振興対策に關する申入(案)

「急傾斜地帯農業振興臨時措置法」制定の趣旨並びにその経過に鑑み、政府は、急傾斜地帯農業振興対策の樹立及び実行に対し、關係地帯からの要望に即応して、十分に且つ且つ高率なる助成を行つと共に、事業実施に必要な資金の供給を豊富に潤ならしめることとし、これがため必要な経費の予算的措置に遺憾なからしめられたい。

而して右に對する政府の方針を速かに決定し、その結果を今国会会期中に當委員會に報告せられたい。

右申入れする
昭和二十七年十二月十五日
參議院農林委員會
内閣總理大臣 吉田 茂
大藏大臣 向井 忠晴
農林大臣 廣川 弘禪
○委員長(山崎恒君) 只今の通り決議することに御異議ございせんか。

○委員長(山崎恒君) それでは決議案は可決せられましたので、關係筋に申入れすることにいたします。

○楠見義男君 今の申入れと同じような意味で、実は当面の問題として鉄道運賃の改訂に伴う等級格差の改訂問題が農林關係では非常に切迫した面も非常に緊急を要する問題だと思ひます。そこで農政研究会としても一応の案を政府に申入れようとしておりますが、政府の申入れとは別に、運輸委員會に對して農林委員會としても申入れるような措置を委員長の方で然るべくお取計らい頂きたい。これは今日でなくとも結構です。それから、あらかじめ案を用意して頂きたいと思ひます。

○委員長(山崎恒君) 只今楠見さんの発言の運輸委員會に對するところの運賃値上げの問題の申入れにつきましては、明日その案を作りましてお諮りするといふことで御異議ございせんか。

○委員長(山崎恒君) ではさう取計らいします。

本日はこれで散会いたします。

午後三時五十二分散会

十二月十三日本委員會に左の事件を付託された。

○委員長(山崎恒君) 只今楠見さんの発言の運輸委員會に對するところの運賃値上げの問題の申入れにつきましては、明日その案を作りましてお諮りするといふことで御異議ございせんか。

○委員長(山崎恒君) ではさう取計らいします。

本日はこれで散会いたします。

午後三時五十二分散会

十二月十三日本委員會に左の事件を付託された。

一、農林土木事業等の地元負担金免除に関する請願(第七六八号)

一、国有林地内に林道開さくの請願(第七七〇号)

一、国有林野解放促進等に関する請願(第七七一号)

一、養蚕技術員の身分安定に関する請願(第七七九号)(第七八〇号)

一、養蚕技術員の身分安定に関する請願(第七八一号)(第七八二号)(第七八三号)(第七八四号)(第七八五号)(第七八六号)(第七八七号)(第七八八号)(第七八九号)(第七九〇号)(第七九一号)(第七九二号)(第七九三号)(第七九四号)(第七九五号)(第七九六号)(第七九七号)(第七九八号)(第七九九号)(第八〇〇号)(第八〇一号)(第八〇二号)(第八〇三号)(第八〇四号)(第八〇五号)

一、新潟県下の海岸砂地造林施設等拡充に関する請願(第八一五号)

一、林業関係予算増額に関する請願(第八三〇号)

一、東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願(第八九二号)

一、民有林道事業費国庫補助増額に関する請願(第九二六号)

一、静岡県大井川流域干拓工事施行に関する請願(第九九三号)

一、栃木県那須野ヶ原農業水利改良事業施行に関する請願(第九九九号)

一、結核患者用配給米確保に関する請願(第九九九号)

一、森林組合技術員設置費助成等に関する請願(第三三〇号)

一、下関市に関門穀物取引所設置の請願(第三三七号)

一、農林漁業組合再建整備に関する請願(第三三八号)

第七六八号 昭和二十七年十一月二十九日受理

農林土木事業等の地元負担金免除に関する請願

請願者 福島県庁内福島県町村会内 横山宗延

紹介議員 石原幹市郎君

農業経営の改善促進を図るべく施行されている農林土木および文化国家建設のための一般土木事業は、当然国庫および県費をもつて施行するのが本則であるが、現在のように地元町村に負担金を課すことは窮迫している町村財政をさらに窮地に追い込むものであるから、これが免除の措置を講ぜられたいとの請願。

第七七〇号 昭和二十七年十一月二十九日受理

国有林地内に林道開さくの請願

請願者 福島県庁内福島県町村会内 横山宗延

紹介議員 石原幹市郎君

わが国においては、産業振興の重要国策として資源開発を推進しているが、福島県の如く電源、森林、鉱産資源等がほとんど奥地にある状況では、これが開発には道路の整備を図ることが先決条件であつて、現在のようにこの目的に止めておくことは開発の見地より遺憾にたえないから、産業振興、奥地総合開発のため、国有林地内に林道の開さくを実現せられたいとの請願。

第七七一号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 滋賀県大津市白玉町三五滋賀県経済農業協同組合連合会内 上田柳平外百名

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八一号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 長野県小県郡長瀬村田中弥兵衛外四百名

紹介議員 池田宇右衛門君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 山口県阿武郡川上村農業協同組合内 羽毛田省吾外十名

紹介議員 白波瀬米吉君

養蚕の増産、養蚕技術の改善、養蚕技術の向上等は養蚕技術員の活動如何によつて効果を発するものであるが、現在同技術員の身分は極めて不安定な状態にあるから、養蚕技術員の身分安定について必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第七八〇号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 山口県阿武郡川上村農業協同組合内 羽毛田省吾外十名

紹介議員 白波瀬米吉君

養蚕の増産、養蚕技術の改善、養蚕技術の向上等は養蚕技術員の活動如何によつて効果を発するものであるが、現在同技術員の身分は極めて不安定な状態にあるから、養蚕技術員の身分安定について必要な措置を講ぜられたいとの請願。

第七八二号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 神奈川県高座郡相模原町下溝九九 内田貞三外百七十九名

紹介議員 小車清一君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八三号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 島根県八束郡本庄村農業協同組合内 松尾達外五十名

紹介議員 伊達源一郎君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八四号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 鳥取県東伯郡上井町農業協同組合内 岡崎深外百八十五名

紹介議員 伊達源一郎君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八五号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 秋田県雄勝郡川連町農業協同組合内 佐藤七十郎外百名

紹介議員 長谷山行毅君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八六号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 広島県安芸郡中野村高橋定一外百八十六名

紹介議員 楠瀬常雄君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八七号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡松里村松里養蚕農協組合内 網野精一外二百五十名

紹介議員 平林太一君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八八号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 愛知県知多郡東浦町養蚕農協同組合内 片山政治外三百五十名

紹介議員 中田吉雄君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八九号 昭和二十七年十一月二十九日受理

養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 養蚕農協同組合内 片山政治外三百五十名

紹介議員 中田吉雄君

この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第九部 農林委員会会議録第十号

昭和二十七年十二月十六日【参議院】

九

紹介議員 山田佐一君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七八九号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 愛媛県周桑郡三芳村農業協同組合長 行本宗次郎外九十九名

紹介議員 玉柳寛君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九〇号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 滋賀県高島郡川上村大字桂 大村祐次外百二十名

紹介議員 村上義一君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九一号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 三重県桑名郡七取村大字福永 服部道雄外五百名

紹介議員 九鬼紋十郎君 前田穰君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九二号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 高知県高岡郡窪川町農

業協同組合長 吉岡盛外百二十名
紹介議員 入交太蔵君 西山龜七君 寺尾豊君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九三号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 京都府南桑田郡馬路村農業協同組合長 中川震外百四十五名

紹介議員 白波瀬米吉君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九四号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 新潟県新発田市片町伊藤友之外三百八十名

紹介議員 北村一男君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九五号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 東京都北多摩郡青楓町農業協同組合長 稲葉又兵衛外五十四名

紹介議員 片柳眞吉君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九六号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 高知県高岡郡窪川町農

請願者 熊本県下益城郡海東村杉本荒雄外二百八十三名
紹介議員 谷口弥三郎君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九七号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 愛知県愛知郡日進村志村理一外四百名

紹介議員 山本米治君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九八号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 茨城県水戸市北三の丸一一九茨城県養蚕販売農業協同組合連合会長 海老沢初太郎外三百五十五名

紹介議員 菊田七平君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第七九九号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 福岡市須崎土手町一八ノ一福岡県養蚕技術員協会内 永野満外八十八名

紹介議員 野田俊作君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八〇〇号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 鹿児島県薩摩郡上東郷村農業協同組合内 外園憲太郎外百五十八名

紹介議員 西郷吉之助君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八〇一号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 栃木県上都賀郡粕尾村大谷津国雄外二百四名

紹介議員 植竹春彦君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八〇二号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 埼玉県北足立郡土合村鈴木次郎外三百五十名

紹介議員 平沼彌太郎君 小林英三君 石川榮一君 上原正吉君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八〇三号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 群馬県甘楽郡富岡町養蚕事業農業協同組合連合会内 小林藤四郎外四百名

紹介議員 飯島連次郎君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八〇四号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 愛知県北設楽郡田口町丸山行雄外百五十名

紹介議員 山本米治君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八〇五号 昭和二十七年十一月二十九日受理
養蚕技術員の身分安定に関する請願

請願者 福島市中島養蚕農業協同組合長 渡辺友之助外三千五百五十名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第七七九号と同じである。

第八一五号 昭和二十七年十一月二十九日受理
新潟県下の海岸砂地造林施設等拡充に関する請願

請願者 新潟市東中通り二新潟県指導農業協同組合連合会長 藍原小一郎

紹介議員 北村一男君
新潟県下の日本海岸に実施されている砂地造林施設は、強風による災害を防止し、不毛地の生産能力をいちじしく増大している。しかるに同地方には、一万五千町歩にわたる海岸砂丘地があり、これが、開発は多大の農業生産を期待されているから、新潟県下の海

岸砂地造林事業を継続するとともに新規事業として一千町歩の海岸砂地造林事業を実施されたいとの請願。

第八三〇号 昭和二十七年十二月一日受理

林業関係予算増額に関する請願

請願者 秋田県知事 池田徳治

紹介議員 川崎恒君
わが国の山林資源は戦時戦後を通じての濫伐によつていぢるしい荒廃状態を呈しており、このままでは二十年後には森林資源を枯渇してしまふ状態にあるから、林業の發展を図るはもとより、農耕、電力等の水源を培養するため、(一)森林資源造成事業、治山事業、林道事業等の実施と、林業技術員の養成、(二)農林漁業融資の拡大と森林組合強化育成等について国家の助成によつて実現せられたいとの請願。

第八九二号 昭和二十七年十二月二日受理

東北、北海道両地方の土地改良事業促進に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内九六〇

東北、北海道土地改良協会連合会長 石川準吉

紹介議員 大矢半次郎君

気象、風土および立地条件等特殊環境にある東北、北海道の単作地帯の農業経営の改善は一に土地改良事業の全面的推進にかかつてゐるから、(一)農林漁業資金を増額すること、(二)明年度積雪寒冷単作事業費の増額および補助費を引き上げること、(三)食糧自給促進法の制定促進をすること等の方途を

講ぜられたいとの請願。

第九九三三号 昭和二十七年十二月五日受理

静岡県大井川流域干拓工事施行に関する請願

請願者 静岡県藤原郡中川根村

紹介議員 河井彌八君

河川の流域変更による河川敷の耕地化は、災害の防止と食糧増産上極めて合理的な工事であり、静岡県大井川流域の干拓は時宜を得た施策で、大曲折の流域を変更することによつて、広大な米作地帯が形成され、五百町歩の美田化が実現する結果となるから、静岡県大井川流域干拓工事を施行せられたいとの請願。

第九九九号 昭和二十七年十二月五日受理

栃木県那須野ヶ原農業水利改良事業施行に関する請願

請願者 栃木県議会議長 佐藤清一郎

紹介議員 大島定吉君 植竹春彦君

栃木県那須野ヶ原総合開発計画に対する調査は、昭和二十五年より三箇年にわたり本年はその最終年度となつてゐるが、この計画実現のあかつきには、那須川の治水防止、農業用発電等はいくらも、農業水利改良により開田三千町歩、開畑二千町歩に達し、米麦十万余の増産が見込まれるから、那須野ヶ原開発を国営農業水利改良事業として明年度より実施せられたいとの請願。

第九二六号 昭和二十七年十二月三日受理

民有林道事業費国庫補助増額に関する請願

請願者 岡山県英田郡西栗倉村

紹介議員 江田三郎君

岡山県西栗倉村は村の総面積の九十五パーセントを林野によつて占められる吉井川支流吉野川沿岸の山村で、山林の経営が治山、治水はもとより、村内産業の振興に極めて重要な関係を持つて、ことに近年ひん荒する水害によつて積極的施策が必要とされている。かかるに本村の林道は、要開闢面積一町歩当り約三メートル弱に過ぎず、到底円滑な山林経営が望めない状態であるから、昭和二十八年以降以降の民有林道事業に対する国庫補助を大幅に増額せられたいとの請願。

第二二九号 昭和二十七年十一月二十九日受理

結核患者用配給米確保に関する陳情

陳情者 大阪府貝塚市橋本町国立

大阪療養所自治会内 垂井美恵子外七百十八名

食糧庁長官の通牒により、新米穀年度より、患者給食の米が五十パーセントに減少されたことは、療養中の結核患者に重大な不安を与えており、ことに重症患者の場合はパン食に耐えられないため、経済的負担を増大し、治療効果に重大な支障となつてゐるから、結核患者用配給米の確保について善処せられたいとの陳情。

第二三〇号 昭和二十七年十一月二十九日受理

森林組合技術員設置費助成等に関する陳情

陳情者 岡山県後月郡高屋町森林組合長 岡本寛一

戦時戦後を通ずる濫伐によつて全国の森林がはなはだしい荒廃状態にあるが、これが復興には早急なる山林指導が必要とされている。しかるに現在の地方財政では、充分な山林指導が不可能とされているから、(一)森林組合技術員の設置費助成、(二)森林組合技術員の養成指導費補助、(三)病虫害防除費の増額、(四)造林事業費の補助単位引上げ等の対策をすみやかに実施せられたいとの陳情。

第二三七号 昭和二十七年十二月二日受理

下関市に關門穀物取引所設置の陳情

陳情者 山口県議會議長 二本謙吾

下関市は、地理的条件に恵まれてゐるため、多数の間屋業者が在在し、九州はもとより支那大陸等との取引も古来から行われていたが、ことに米の取引においては、大阪に次ぐ取引所として西日本の王座を占めてゐるが、食糧砂糖等の取引は、国民生活に影響するところ大きいから、下関市の市場性と現状を検討せられ、同市に關門穀物取引所を設置せられたいとの陳情。

第二三八号 昭和二十七年十二月二日受理

農林漁業組合再建整備に関する陳情

陳情者 山口県議會議長 二本謙吾

農業、漁業、林業等の各協同組合は、農山漁村の経済的、社会的地位向上を

目的として生れたのであるが、内部に包蔵する弱体性と後進性のため、経済情勢の急激な変動に抗することができず、さきに公布された農林漁業組合再建整備法も効果なく、業績は日増に悪化し、そのほとんどが例外なく経営不振に陥つてゐるから、この際根本的緊急特例としてこれ等組合に対し、政府資金による長期低利の融資を実施せられたいとの陳情。

十二月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、湿田単作地域農業改良促進法案(案)

湿田単作地域農業改良促進法案(目的)

第一条 この法律は、湿田であるために農地としての利用率が低くて農業生産力が劣つてゐる地域につき、総合的な計画に基いて農地の改良及び農業技術の改善を最も効果的に進め、もつて食糧その他農産物の生産の急速な増進に寄与することを目的とする。

(湿田単作地域等の指定)

第二条 農林大臣は、湿田単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て、湿田であるために農地としての利用率が低くて農業生産力が劣つてゐる地域を含む都道府県の区域の全部又は一部を湿田単作地域として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該都道府県の知事に通知しなければならぬ。

3 前項の通知を受けた都道府県知事は、農林大臣が湿田単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て定める基準に従い、第一項の指定に係る地域内において湿田であるために農業生産力が劣っている市町村の区域の全部又は一部を湿田単作地域として指定する。

4 都道府県知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに当該市町村の長に通知しなければならない。

(市町村長の定める農業改良計画)
第三条 前条第四項の通知を受けた市町村長は、同条第三項の指定に係る湿田単作地域についての農業改良計画を定め、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により、農業改良計画を定めるには、あらかじめ、当該市町村農業委員会及び当該地区内にあるかんがい排水施設その他農業用施設を管理する者の意見を聞かなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画)
第四条 都道府県知事は、前条第一項の農業改良計画を参しやくして、湿田単作地域についての当該都道府県農業改良計画を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

(農林大臣の定める農業改良計画)
第五条 農林大臣は、前条の農業改良計画を参しやくし、湿田単作地域農業改良促進対策審議会の議決を経て、湿田単作地域についての

国の農業改良計画を定め、これを当該都道府県知事に通知しなければならない。

2 政府は、毎年度国の財政の許す範囲内において、前項の湿田単作地域における農業改良計画に基づく農業改良事業を実施するために必要な経費を予算に計上しなければならない。

3 政府は、毎年度、第一項の湿田単作地域における農業改良計画に基づく農業改良事業を実施するために必要な資金の融通に関する計画を定めなければならない。

(都道府県知事の定める農業改良計画の変更)
第六条 都道府県知事は、前条第一項の通知を受けたときは、第四条の規定により定めた当該都道府県の農業改良計画を必要に応じて変更し、当該市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の定める農業改良計画の変更)
第七条 市町村長は、前条の通知を受けた場合に必要があると認めるときは、第三条第一項の規定により定めた当該市町村の農業改良計画を変更することができる。この場合には、第三条第二項の規定を準用する。

(事情の変更による農業改良計画の変更)
第八条 農林大臣、都道府県知事又は市町村長は、国、当該都道府県又は当該市町村の農業改良計画を定める基礎となつた事情が著しく変更したときは、それぞれ、農業改良計画を定める場合の例によ

り、その定めた農業改良計画を変更することができる。

(農業改良計画の内容)
第九条 農業改良計画は、左に掲げる事項を含むものとする。

一 かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全若しくは利用上必要な施設の新設、廃止若しくは変更、区画整理、客土、埋立その他の農地の改良に関する事項

二 農業技術の改善その他農業生産に関する事項

三 前項の計画は、立地条件、農業技術発達の程度、労働力その他の諸条件を総合的に勘案して事業の経済的効果を最大に發揮するようなものでなければならない。

(事業の実施)
第十条 第三条から前条までに規定する農業改良計画に基づく事業は、この法律に定めるものの外、当該事業に関する法律（これに基く命令を含む）の規定に従い、都道府県その他の者が実施するものとする。

(湿田単作地域農業改良促進対策審議会の設置及び権限)
第十一条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他湿田単作地域における農業改良促進に関する重要事項を調査審議するために、農林省に湿田単作地域農業改良促進対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、湿田単作地域における農業改良促進に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)
第十二条 審議会は、左に掲げる者につき、農林大臣が任命する委員二十五人以内で組織する。

一 衆議院議員の中から衆議院が指名した者 五人
二 参議院議員の中から参議院が指名した者 三人
三 地方自治庁次長 一人
四 大蔵事務次官 一人
五 農林事務次官 一人
六 経済審議庁次長 一人
七 都道府県知事 一人
八 都道府県議会議長 一人
九 市町村長 二人
十 市町村議会議長 二人
十一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学の教授 二人
十二 農業者の団体を代表する者 三人以内

2 前項第一号、第二号及び第七号から第十二号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

4 会長は、会務を総理する。

5 審議会は、あらかじめ、委員の中から、会長に事故がある場合に会長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

9 専門の事項を調査審議させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験を有する者の中から、審議会の推薦に基づいて、農林大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は、非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議会の事務をつかさどる機関並びに審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(委任事項)
第十三条 この法律で政令に委任するものの外、この法律の実施のための手続その他の執行について必要な事項は、命令で定める。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日限りその効力を失う。

3 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項の表中急傾斜地帯農業振興対策審議会の項の次に次の一項を加える。

湿田単作地域農業改良促進対策審議会	湿田単作地域農業改良促進法（昭和三十一年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行うこと。
-------------------	--

十二月十五日日本委員会に左の事件を付託された。
一、てん菜生産振興臨時措置法案（衆）

てん菜生産振興臨時措置法案
てん菜生産振興臨時措置法

(目的)

第一条 この法律は、てん菜の生産増強を図ることによつて、寒地における農業経営の合理化を推進するとともに、国内における砂糖の供給量の増大を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「てん菜」とは、砂糖の製造の用に供されるてん菜をいい、「てん菜糖」とは、てん菜を原料として製造された砂糖をいう。

(てん菜生産振興計画)

第三条 省令で定める数量以上のてん菜を生産する道府県の知事は、省令の定めるところにより、当該道府県におけるてん菜生産振興計画を定めて農林大臣の承認を受けなければならない。

2 てん菜生産計画には、左に掲げる計画を含むものとする。

一 てん菜の生産計画

二 てん菜の優良種子の生産及び普及計画

三 てん菜の生産改善及びてん菜を導入した農業経営の合理化に関する計画

3 国は、毎年度、予算の範囲内において、第一項の道府県に対し、同項の規定により農林大臣の承認を受けたてん菜生産振興計画を実施するために必要な経費の一部を補助する。

(買入)

第四条 政府は、第一条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、てん菜糖の製造を業とする者(以下「製造業者」という。)からてん菜糖の買入をすることができ

2 農林大臣は、前項の買入を行うてん菜糖の原料となるてん菜の生産される年(以下「生産年」という。)の四月末日までに、前項の買入を行う旨を告示しなければならない。

第五条 前条第一項の規定により政府が買入れるてん菜糖は、当該生産年において農林大臣が定める価格(以下「最低生産者価格」という。)を下らない価格で生産者から買入れたてん菜を原料として製造されたものであつて政令で定めるものに限り、

2 前項の最低生産者価格は、政令で定めるところにより算出される価格を基準とし、物価その他の経済事情を参し、よくして定める。

3 第一項の最低生産者価格は、生産年の四月末日までに告示する。

4 第一項の最低生産者価格は、経済事情の変動が著しい場合には、これを改定することができる。

5 農林大臣は、前項の改定を行つたときは、遅滞なく告示しなければならない。

(買入の価格)

第六条 第四条第一項の規定による政府の買入の価格は、生産年におけるてん菜につき定められる前条の最低生産者価格にてん菜の買入並びにてん菜糖の製造及び売渡に關する費用を加えて得た額を基準として、農林大臣が定める。

2 前項の買入の価格は、生産年の十月末日までに告示する。

(報告の聴取等)

第七条 農林大臣は、前条第一項の規定により買入の価格を定めるため必要があるときは、製造業者に對し、業務及び財産の状況に關し、必要な報告を求め、又はその職員に製造業者の製造場、事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(農林大臣の指示)

第八条 農林大臣は、製造業者に對し、てん菜の買入その他生産者との取引についての条件及びその買入の方法並びにてん菜糖の製造及び貯蔵に關し必要な指示をすることができ、

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十七年三月三十一日限りその効力を失う。

3 食糧管理特別会計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「食糧管理ノ為ニスル食糧」を「食糧管理ノ為ニスル食糧(てん菜生産振興臨時措置法(昭和 年法律第 号)ニヨリ政府ノ買入レル甜菜糖ヲ含ム以下同シ)」に改める。

十二月十五日日本委員会に左の事件を付託された。

一、農山漁村電気導入促進法案(衆)

農山漁村電気導入促進法案

(目的)

第一条 この法律は、電気が供給されていまいか又は充分に供給されていまい農山漁村に電気を導入して、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ることを目的とする。

(都道府県農山漁村電気導入計画)

第二条 都道府県知事は、電気が供給されていまいか又は充分に供給されていまいと認められる農山漁村について、当該農山漁村にある農業、林業又は漁業を営む者が組織する営利を目的としない法人で

政令で定めるもの(以下「農林漁業団体」という。)で当該農山漁村に電気を導入する事業を行おうとする者の申請により、当該農山漁村に電気を導入するための電気導入計画を定め、これを農林大臣に提出しなければならない。

2 前項の電気導入計画には、左の事項を調査の上、省令の定めるところにより記載しなければならない。

一 当該農山漁村に電気を導入する方法

二 当該農山漁村に電気を導入するための施設の建設計画

三 前号の施設の利用計画

(全国農山漁村電気導入計画)

第三条 農林大臣は、前条の計画に基いて、通商産業大臣と協議の上、毎年度、全国農山漁村電気導入計画を定めなければならない。

(資金の貸付)

第四条 政府は、前条の計画を実施するため、農林漁業団体に對し、農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第五号)の定めるところにより、当該農林漁業団体が主として自己又は組合員その他これを組織する者の用に供する電気を導入するために必要とする左の各号に掲げる資金を貸し付けるものとする。

一 発電施設(これに伴う送電変電配電設備を含む。以下同じ。)

の造成、復旧又は取得に必要な資金

二 送電配電施設(変電受電設備を含む。以下同じ。)

の造成、復

旧又は取得に必要な資金

三 電気事業者（電気及びガスに
関する臨時措置に関する法律
（昭和 年法律第 号）

の規定によりその例によること
された公益事業令（昭和二十五年
政令第三百四十三号）第二条第
四号に規定するものをいう。以
下同じ。）に対して負担する工事
負担金

（国の補助）

第五条 国は、開拓地における農林
漁業団体が必要とする前条各号に
掲げる資金に対して都道府県が補
助を行うに要する経費に対し、毎
年度、予算の範囲内において、政
令の定めるところにより、補助金
を交付することができる。

（事業計画書の提出）

第六条 第四条の規定により資金の
融通を受け又は前条の規定により
補助金の交付を受けて発電施設又
は送電配電施設を造成、復旧又は
取得しようとする農林漁業団体
は、省令の定めるところにより、
左の各号に掲げる事項を記載した
事業計画書を農林大臣に提出しな
ければならない。

- 一 第二条第二項各号の事項
- 二 当該事業の実施者
- 三 当該施設による受益範囲
- 四 当該施設の利用上必要とする
電気の供給又は発生した電気の
託送若しくは売買に関する事項
- 五 その他省令で定める事項

（農林大臣の指導）

第七条 農林大臣は、第四条の規定
により資金の融通を受け、又は第
五条の規定により補助金の交付を
受けて発電施設又は送電配電施設
を造成、復旧若しくは取得しよう
とする農林漁業団体に對し、当該
施設の建設に關し、当該施設を造
成、復旧又は取得したこれらの農
林漁業団体に對しては当該施設の
維持、管理又は利用に關し、省令
の定めるところにより、必要な事
項について指導しなければならない。

（都道府県その他の団体の指導）

第八条 農林大臣は、前条の指導の
事務を、都道府県その他の法人で
省令で定めるものに行わせること
ができる。

2 政府は、毎年度、予算の範囲内
で、政令の定めるところにより、
都道府県に對しては第二条第二項
の調査を行うために必要な経費の
一部を、前項の規定により同項の
事務を行う者に對しては当該事務
を行うために必要な経費の一部を
補助することができる。

（電気事業者との協議）
第九条 農林漁業団体が当該農山漁
村に電気を導入する事業を行おう
とする者は、その造成、復旧若し
くは取得しようとする発電施設又
は送電配電施設の利用上必要な電
気の供給又は発生する電気の託送
若しくは売買について、電気事業
者に協議を求めることができる。

2 前項に規定する協議がととのわ
ないとき又は協議することができ
ないときは、当該農林漁業団体
は、当該事業の公益性及び緊急性
について農林大臣の認定を受けた
上、政令の定めるところにより、
通商産業大臣に裁定を求めること
ができる。但し、認定を受けた日
から二箇月を経過したときは、こ
の限りでない。

3 裁定は、公開による聴聞会を開
いて当事者及び利害関係人の意見
をきいて、前項の申請があつた日
から百二十日以内になされなけれ
ばならない。

4 通商産業大臣は、裁定にあつて
は、左に掲げる基準によつてし
なければならぬ。

一 電気の供給については、当該
農林漁業団体が真に必要なとする
最低量をこえず、発生した電気の
の託送又は売買については、当
該施設を維持するため真にやむ
を得ない程度をこえないこと。
二 電気事業者の電気の供給、設
備、経理その他の事情を考慮し、
一般需要者及び電気事業者に不
当な負担を課さないこと。

5 裁定は、その申請の範囲をこえ
ることができない。
6 通商産業大臣は、裁定の効力に
期限を附することができる。
7 通商産業大臣は、裁定をしよう
とするときは、農林大臣に協議し
なければならぬ。

8 第二項の裁定の通知が当事者に
なされたときは、裁定の定めると
ころにより、当事者間に協議がと
とのつたものとみなす。

9 裁定の後において、事情の変更
その他新たな事由が生じたとき
は、当事者の一方は協議の内容の
変更又は解除について、通商産業
大臣に裁定を求めることができ
る。この場合においては、第三項
から前項までの規定を準用する。
（対価等の不服の訴）

第十条 前条第二項若しくは第九項
の裁定において定める電気の供給
又は発生する電気の託送若しくは
売買の対価又は料金の額に不服が
ある当事者は、同条第八項の通知
を受けた日から九十日以内に訴を
もつてその増減を請求することが
できる。

2 前項の訴においては、裁定の際

の他の一方の当事者又はその承継
人を被告とする。

（土地改良事業との調整）
第十一条 政府は、この法律の目的
を達成するため、土地改良法（昭
和二十四年法律第九十五号）の
規定により施行される土地改良事
業がかんがい排水施設（かんがい
水路をいう。）を伴う場合におい
て、当該土地改良事業と発電事業
との調整、必要な資金の確保等
電水力の開発について、適切な措
置を講じなければならない。
（電気及びガスに関する臨時措置
に関する法律との関係）

第十二条 この法律は、電気及びガ
スに関する臨時措置に関する法律
の適用を排除するものではない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行
する。
2 農村漁業資金融通法の一部を次
のように改正する。

第三条第一項の表中	
「六 農林漁業者の共同利 用に供する施設の造 成、復旧又は取得に必 要な資金	年 八 分 年 七 分 十五年 一年
「六 農林漁業者の共同利 用に供する施設の造 成、復旧又は取得に必 要な資金	年 八 分 年 七 分 十五年 一年
イ 農山漁村電氣導入 促進法（昭和 年 法律第 号）第四 条によるもの	年 六 分 五 厘 年 五 分 五 厘 二十五年 三年
ロ その他のもの	年 八 分 年 七 分 十五年 一年

改め、同条第二項中「耕土培養事業に係るもの」の下に「農山漁村電気導入促進法による補助事業に係るもの」を加える。

附則に次の一項を加える。

5 政府は、農山漁村電気導入促進法施行の際、現に第二条第六号の規定により同法第四条各号に掲げる資金に相当する資金の貸付を受けている農山漁業団体に対して、当該資金の貸付の条件を変更することができる。

昭和二十八年一月十四日印刷

昭和二十八年一月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局